

平成23年6月1日から設置義務化

回 覧

下記該当世帯には、取付けのお手伝いを実施します。

住宅用火災警報器を購入しているが、避難行動要支援者(下記注意事項に記載)のご家庭で取り付けをできない場合に、消防職員が訪問し取り付け作業を無償で実施します。

《 実施細部 》

(該当者)

- 1 避難行動要支援者（高齢者・障害者・妊婦等）だけのご家庭で防災上何らかの配慮を要する世帯。
- 2 住宅用火災警報器を持っているが個人での設置が難しい方。  
**※ 購入については、各世帯でご用意してください。**

(注意点)

- 1 取付け時については、職員2名以上で訪問させていただきます。
- 2 取付け作業時には、関係者の立会いをお願いいたします。
- 3 取付け作業終了時に、異常等がなければ署名をお願いいたします。
- 4 作業日は、月曜日から金曜日の午前9時から16時までとなりますので、担当者と協議し作業日を決定してください。(祝日は含まない)
- 5 消防本部では、住宅用火災警報器や消火器の訪問販売は実施していません。

(受付方法)

- 1 本件の受付に関しましては、かすみがうら市消防本部予防課が窓口になります。

【お問い合わせ】

かすみがうら市消防本部 予防課

0299-59-0119

**住宅用火災警報器を  
取り付ける場所【例】**

設置義務

**2階階段  
煙式**

注意

リビング  
(居間)  
設置任意



注意

キッチン  
設置任意



**【設置義務】  
1階以外に寝室がある場合  
は階段にも設置が必要です。**

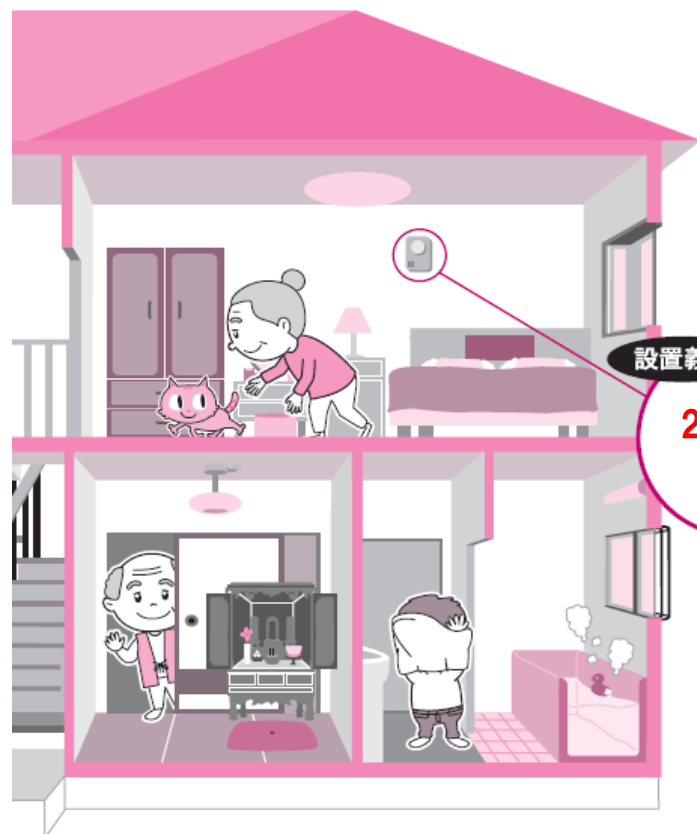
**【設置任意 注意】  
リビングなど日常の喫煙で  
作動することはありません。**

キッチンは調理のときに煙や  
水蒸気のかからない場所に  
設置しましょう。



**【設置義務】  
住居内各階の寝室  
に  
当たる部屋に煙式  
感知器を設置しま  
しょう。**

**【注意】  
消防署が販売すること**



設置義務

**2階寝室  
煙式**